

# 令和6年能登半島地震に伴う法人住民税及び法人事業税・特別法人事業税の申告・納付期限の延長の取扱いについてのお知らせ

## 1. 京都府府税条例に基づく申告・納付等の期限延長について

法人の主たる事務所又は事業所の所在地において、震災の影響により、税務署又はその所在地の県（以下「本店県」といいます。）から期限延長が認められた場合、京都府への申告・納付についても**震災の影響がやんだ日から2月以内に申請**することにより、税務署又は本店県が認めた期限延長措置に準じてその期限を延長することができます。

京都府府税条例に基づく災害延長申請書に、税務署又は本店県あて提出の申請書（写）を添付（※）して提出下さい。

※ 石川県及び富山県が本店県の場合は、添付は不要です。

## 2. 機構に提出される法人市町村民税の申告について

機構に提出される法人市町村民税の申告については、法人税で期限延長措置が認められた場合、当該措置に準じて期限延長されますので、上記1に加えての別途申請は不要です。